

## 年金記録確認函館地方第三者委員会（第1回）議事要旨

1 日 時 平成19年7月13日（金）10時00分から11時30分

2 場 所 函館地方合同庁舎6階 函館行政評価分室会議室

3 出席者

（委員会）山崎委員長、石田委員長代理、高田委員、外崎委員

（北海道社会保険事務局）畠山地方社会保険監察官

（函館行政評価分室）菅野分室長

（事務室）吉田室長、越野次長ほか

4 議題

- (1) 北海道管区行政評価局函館行政評価分室長挨拶
- (2) 委員長互選
- (3) 委員長挨拶
- (4) 委員の自己紹介
- (5) 委員長代理の指名
- (6) 委員会の運営について（運営規則等）
- (7) 委員会の所掌事務、権限等について
- (8) 年金記録確認の手續等について
- (9) その他（フリートーカー等）

5 会議経過

- (1) 菅野 函館行政評価分室長から、以下の趣旨の挨拶が行われた。

各委員におかれては、御多忙の折、年金記録確認函館地方第三者委員会の委員をお引き受けいただき、心より感謝、御礼申し上げます。

年金記録確認第三者委員会は、社会保険庁に記録がなく、領収書等も持っていないというような事例について、関連する色々な資料を検討して、記録訂正に関して公平な判断を示すものである。難しい事例もあるかと思うが、委員の方々には、申し立てられた方の立場に立って御審議いただきたい。

先示された「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日、総務大臣決定）においては、判断の基準が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」ということになっている。

年金の保険料を納めているにもかかわらず、記録がないために年金を受け取れない、あるいは年金額が少なくなるということはご本人にとって重大な問題であるし、また、年金制度の信頼回復の観点からも、本委員会の果たす役割は極めて重い。

この重い任務に対する御協力に改めて感謝申し上げますとともに、今後、活発な議論をお願いしたい。

- (2) 山崎委員が委員長に選任された。
- (3) 山崎委員長挨拶
- (4) 委員の自己紹介
- (5) 委員長の指名により、石田委員が委員長代理に指名された。
- (6) 事務室員の紹介
- (7) 「年金記録確認函館地方第三者委員会運営規則」が事務室から説明され、了承された。

この中で、本委員会は、個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、記者の求めのある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。

また、委員会での配布資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。

- (8) 委員会の所掌事務、権限等について事務室から説明された。

説明後、委員から次の意見、質疑があった。

- ・委員会の開催頻度及び審議を行う案件数は、審議が効率的に行えるよう考慮すべき。
- ・審議の場に、申立人本人が同席し、意見聴取を行うことの可否。
- ・中央委員会と函館地方委員会の位置付け。
- ・委員会の開催時間帯。

- (9) 北海道社会保険事務局地方社会保険監察官から、年金記録確認の手続について説明があった。

説明後、社会保険不服審査会で審議中の案件については第三者委員会で判断できないのか、との質問があり、審議中の案件であっても第三者委員会で判断できる旨の回答があった。また、年金記録の確認に関する特別相談の受付件数について、相談者の年齢構成別の内訳もあるのか、などの質疑があった。

- (10) フリートーキングにおいて、第三者委員会では、公平公正な判断が行われるために皆で知恵を出し合っていくなど、基本的な考え方について委員間で認識の共有が図られた。
- (11) 次回の委員会開催日については、申立ての受付状況等をみながら決定することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕